（財務省組織令の一部改正）

第十三条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号及び第十九条第六号中「産業労働者住宅資金の融通及び」を削る。

（防衛省組織令の一部改正）

第十四条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表令和四年三月三十一日までの間の項、附則第十一項及び附則第十二項の表令和四年三月三十一日までの間の項中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

第二章　経過措置

第十五条　沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十三条第一項の規定により同項の認定の効力を有する者については、沖縄振興特別措置法施行令（以下この条において「令」という。）第十七条の規定にかかわらず、改正法の施行の日から起算して六月を経過した日（その日までに、改正法第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（次項において「新法」という。）第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日）において令第十七条の申請書の提出があったものとみなす。ただし、主務大臣が同条の申請書の提出が必要と認めるときは、この限りでない。

2　前項に規定する者であって、新法第四十三条第一項の認定を受けたものに対する令第十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「一項認定事業者」とあるのは「一項認定事業者（当該事業認定を受けた際現に総合保税地域の許可を受けているものを除く。）」と、「又は一号認定事業者」とあるのは「又は一号認定事業者（当該事業認定を受けた際現に保税蔵置場等の許可を受けているものを除く。）」と、「受けている者」とあるのは「受けている者（当該事業認定を受けた際現に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしているものを除く。）」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定（内閣府本府組織令附則第三条第二項の表令和四年三月三十一日の項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び同令附則第十条第一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「（次条において「施行日」という。）」を削り、「新令第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、附則第四条を削る。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百五号」を「第二百三号」に改め、第六十六号を削り、第六十七号を第六十六号とし、第六十八号から第百三号までを一号ずつ繰り上げ、第百四号及び第百五号を削り、第百六号を第百三号とし、第百七号から第百二十九号までを三号ずつ繰り上げ、第百三十号を削り、第百三十一号を第百二十七号とし、第百三十二号から第百四十六号までを四号ずつ繰り上げ、第百四十七号を削り、第百四十八号を第百四十三号とし、第百四十九号から第百七十七号までを五号ずつ繰り上げ、第百七十八号を削り、第百七十九号を第百七十三号とし、第百八十号から第二百五号までを六号ずつ繰り上げ、同条に次の四号を加える。

二百　農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
二百一　農地利用効率化等支援交付金
二百二　農林水産業環境政策技術開発推進交付金
二百三　防災・安全交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十九号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十六条」に、「第十四条―第二十条」を「第十七条―第二十一条」に、「第二十一条―第三十条」を「第二十二条―第三十一条」に、「第三十一条―第三十五条」を「第三十二条―第三十六条」に、「第三十六条―第四十二条」を「第三十七条―第四十三条」に、「情報通信局（第四十三条」を「サイバー警察局（第四十四条」に改める。